

薬食発 0324 第 2 号  
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
(公 印 省 略)

薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正について

「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 105 号) が 3 月 24 日に公布され、「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合」(平成 20 年厚生労働省告示第 374 号) が別添のとおり一部改正されましたので、下記について御了知いただき、管下の関係業者等に対する周知徹底と指導に遺漏のないようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の内容

沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1 株) 及び乳濁細胞培養インフルエンザ HA ワクチン (H5N1 株) については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合は、検定を要しないこととした。

具体的には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定) に定める海外発生期の以降に、ワクチン製造販売業者に対し、直ちに国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう要請した場合又はワクチンの製造株の確保等ができ次第当該ワクチンの生産を開始するよう要請した場合を想定している。

#### 2. 適用期日

公布日 (平成 26 年 3 月 24 日)





(号外)  
独立行政法人国立印刷局

府令·省令

○厚生労働省告示第百四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、藥事法施行令（昭和三十六年政令第一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

沈降細胞培養 培養用 エンザブク チン( H-5 N 1 株)	中間器 内径 10mm 長さ 100mm	1 るとき。 一元放射免疫拡散試験法を用い 280,600円	1 るとき。 一元放射免疫拡散試験法を用い 内径10mm 長さ100mmであるとき。
HA 吸收試験法を用いるとき。	1 本		

<p>(1) 一元被付免疫吸収試験法を利用するとき。</p> <p>(2) HA 含量試験法を用いると</p>	<p>746,200円</p>	<p>内 容 量が25mLであるとき。 21本 専用混和液につき 内容量が25mLであるとき。</p>
---	-----------------	---

試験品	小分量品につき 内容液が10mLであるとき。 9本	159,500円	2 H.A.含試験法を用いるとき。 第2分画ブール液につき 1管器0.5mL入りのもの1本	141,100円
-----	---------------------------------	----------	---	----------

販路開拓費	696,800円
販路開拓費	696,800円

1 アルエンポリマー (H-5N1 株)	乳頭細胞培養液イン スクリーン試験法を用 いるとき。
1 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。ただし、 スクリーン値試験及びトコフェ ロール値試験を省略する場合には、 97,800円を減じた額と する。	(1) 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。ただし、 スクリーン値試験及びトコフェ ロール値試験を省略する場合には、 97,800円を減じた額と する。
1 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。 抗原剤につき 内径15mmであるとき。	(2). H.A 合成試験法を用いると き。
1 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。ただし、 スクリーン値試験及びトコフェ ロール値試験を省略する場合には、 97,800円を減じた額とする。	457,100円 317,700円
1 専用混和液が同一の製造番号の もので構成されるとき。 抗原剤につき 内径15mmであるとき。 専用混和液につき 内容積が2.5mLであるとき。	7本 13本 13本 専用混和液につき 内容積が2.5mLであるとき。 専用混和液につき 内容積が2.5mLであるとき。
2 専用混和液が2種類の製造番号 のもので構成されるとき。ただし、 スクリーン値試験及びトコフェ ロール値試験を省略する場合には、 97,800円を減じた額とする。	(1) 専用混和液が2種類の製造番号 のもので構成されるとき。 抗原剤につき 内径15mmであるとき。 専用混和液につき 内容積が2.5mLであるとき。
2 専用混和液が2種類の製造番号 のもので構成されるとき。 抗原剤につき 内径15mmであるとき。 専用混和液につき 内容積が2.5mLであるとき。	17本 17本 17本 専用混和液につき 内容積が2.5mLであるとき。

生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H<sub>3</sub>N<sub>2</sub>型）の第3、4、2、3、4、6及び3、4、7に規定する試験法によるものとする。  
○生物学的製剤の試験法で型マヘルニアを正サウカホ（H<sub>1</sub>Z<sub>2</sub>型）の他の次の1回を加える。  
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）  
生物学的製剤基準の乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）の第3、4、1、2、3、4、1、5、3、4、1、7、3、4、2、2及び3、4、2、3に規定する試験法によるものとする。ただし、3、4、2、2及び3、4、2、3については、既に当該試験を行い、その品質が「生物学的製剤基準に適合することが確認されている製造番号の専用混和液について省略することができる。  
○既述の試験法と同様に田崎  
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一四〇）第一回（兼第三項）の規定に基づき、薬事法施行規則第二百二十二条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次の如く改正する。  
平成二十六年三月二十四日  
厚生労働大臣 田村 忠久  
表細胞培養インフルエンザワクチン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）及び沈降インフルエンザワクチン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）の項中「及び沈降インフルエンザワクチン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）」を「沈降インフルエンザワクチン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）」、沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）及び乳濁細胞培養インフルエンザワクチ  
ン（H<sub>5</sub>N<sub>1</sub>型）」に改める。

製造番号ごとに7本  
ただし、スクレーン全般試験及  
びトコロエロール全般試験を省略  
する場合は、既往試験を省略  
省略する製造番号の事由記載欄に  
書き3本を記載した本表とする。  
専用検査機が3種類の製造番号  
のもので構成されるとき。

法を用いること	製造番号ごとに7本
462-20011 類の製造番号	ただし、スクワレン含む試験及 びトコフェロール含む試験を省略 する場合においては、当該試験を 省略する製造番号の専用試験液に つき3本を調製した本液とする。
3 及びトコフェロール を含む場合に專 用試験液が3種類の製造番号	専用試験液が3種類の製造番号 のもので構成されるとき。